令和4年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (社会変革と物流脱炭素化を同時実現する先進技術導入促進事業)

公募説明 (5次公募)

令和5年10月





本事業概要説明資料について

- 本説明資料は申請のポイントや注意していただきたい内容を掲載しています。
- 詳細は、ホームページに掲載している公募要領を参照ください。
- 申請書類はホームページの申請書類ダウンロードページからダウンロードしてご使用ください。
- 記載要領は各々の申請書ダウンロードページに掲載していますのでご参照ください。
- 不明な点は、環境優良車普及機構の補助事業執行部までお問合せください。

【本件に関する問い合わせ先】

一般財団法人環境優良車普及機構 補助事業執行部

TEL: 03-5341-4728 FAX: 03-5341-4729

e-mail: butsuryu@levo.or.jp



<u>令和4年度</u>二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (社会変革と物流脱炭素化を同時実現する先進技術導入促進事業)公募要領(抜粋)

令和5年9月 一般財団法人環境優良車普及機構

一般財団法人環境優良車普及機構(以下「機構」という。)では、環境省から令和4年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(社会変革と物流脱炭素化を同時実現する先進技術導入促進事業)の交付を受け、物流のCO2排出量削減とともに人口減少・高齢化に伴う労働力不足、地域の物流網維持、防災・減災等の課題解決を図り、社会変革を同時実現するため、社会課題と物流の脱炭素化・低炭素化の同時解決を図る先進的な設備の導入を行う事業に対する補助金(二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(社会変革と物流脱炭素化を同時実現する先進技術導入促進事業))を交付する事業を実施しています。

本補助金の目的、対象事業、応募方法、留意事項等を本公募要領に記載しておりますので、応募申請される方は、本公募要領をご熟読くださいますようお願いいたします。

なお、補助事業として採択された場合には、令和4年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(社会変革と物流脱炭素化を同時実現する先進技術導入促進)交付規程(令和4年4月25日環物流第4-001号)(以下「交付規程」という。)に従って補助事業の**手続き等を行ってください。**



応募申請される皆様へ

本補助金については、国庫補助金である公的資金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、当然ながら、機構としましても、補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処します。

- 1. 応募の申請者が機構に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に**虚偽の記述を行わ** ないでください。
- 2. 機構から補助金の**交付決定を通知する前において契約・発注等を行った経費については、**交付規程に定める場合を除き補助金の**交付対象とはなりません。**
- 3. 補助金で取得し、又は効用の増加した財産(取得財産等)を、当該財産の処分制限期間(法定耐用年数)内に処分(補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し(廃棄を含む。)をすることをいう。)しようとするときは、事前に処分内容等について機構の承認を受けなければなりません。なお、機構は、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
- 4. 補助事業の適正かつ円滑な実施のため、その実施中又は完了後に**必要に応じて現地調査等を実施** します。
- 5. 補助事業に関し**不正行為が認められたときは、**当該補助金に係る交付決定の解除を行うとともに、 支払い済の補助金のうち解除対象となった額を**返還していただくこと**になります。
- 6. 補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30 年法律第179号)の第29条から第33条において、刑事罰等を科す旨規定されています。
- 7. 補助金の応募ができる者は、別紙に示す**暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者**です。
- 8. 補助事業に係る資料等は、事業完了の属する年度の終了後**5年間、保存**してください。



補助金の目的と性格

目的

エネルギー起源二酸化炭素の排出の抑制のための設備や技術等を導入する事業を支援し、物流のCO2排出量削減とともに人口減少・高齢化に伴う労働力不足、地域の物流網維持、防災・減災等の課題解決を図り、社会変革を同時実現すること。

- 二酸化炭素削減量の把握
 - 事業の実施により、CO2排出量が確実に削減されることが重要です。 このため、申請においては、算出過程も含むCO2の削減量の根拠を明示し、事業完了後は<u>削減</u> 量の実績を報告すること。
- 本補助金の執行は、法令及び交付要綱等の定めるところに従い実施
 - 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)
 - 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)
 - 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(社会変革と物流脱炭素化を同時実現する先進技術 導入促進事業)交付要綱(令和2年3月27日環地温発第2003276号)
 - 社会変革と物流脱炭素化を同時実現する先進技術導入促進事業実施要領(令和2年3月27日環地温発第2003276号)
 - 令和4年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(社会変革と物流脱炭素化を同時実現する先進技術導入促進事業)交付規程(令和4年4月25日環物流第4-001号)



補助対象となる事業

【対象事業の基本的要件】

- 事業を行うための実績・能力・実施体制が構築されていること。
- 提案内容に、事業内容・事業効果・経費内訳・資金計画等が明確な根拠に基づき示されていること。
- ◆ 本事業の補助により導入する設備等について、国からの他の補助金(負担金、利子補給金並びに 適正化法第2条第4項第1号に規定する給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。)を受けていないこと。
- ◆ 公募要領の別紙に示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できるものであること。

さらに、事業ごとに個別に対象事業の要件があります。

【対象事業】

過疎地域等における無人航空機を活用した物流実用化事業

- ①計画策定に対する補助
- ②事業実施に対する補助



<u>過疎地域等における無人航空機を活用した物流実用化事業</u> 計画策定に対する補助

【事業の目的】

荷量の限られる過疎地域等において、既存物流からドローン物流への転換を図り、輸配送の効率化によるCO2排出量の削減とともに、労働力不足対策や災害時も含めた持続可能な物流網の構築を同時実現する

【対象事業の要件】

- 荷量の限られる過疎地域等において、既存物流からドローン物流への転換を図り、輸配送の効率化によるCO2排 出量の削減とともに、労働力不足対策や災害時も含めた持続可能な物流網の構築を同時実現する事業を実施する にあたり必要な計画を策定する事業
- 補助金の申請に際し、ドローンの飛行経路となる地方公共団体が代表事業者又は共同事業者として参画すること
- 補助実施年度から3力年以内(計画策定の場合は、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度を初年度とした3力年以内、計画策定及び事業実施の場合は、補助事業の完了の日の属する年度を初年度とした3力年以内)に計画に基づく当該事業が実用化されること

【補助事業者】

- 民間企業
- 独立行政法人
- 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- 都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合
- 法律により直接設立された法人
- 個人事業主 等

【補助対象経費】

計画策定のための調査に要する費用(協議会開催等の事務費、データの収集・分析の費用、アンケートの実施費用、専門家の招聘費用、短期間の実証調査のための費用等)

【補助金の交付額】

• 補助対象経費<u>(上限500万円)</u>

【補助事業期間】

原則として単年度。



<u>過疎地域等における無人航空機を活用した物流実用化事業</u> 事業実施に対する補助

【事業の目的】

荷量の限られる過疎地域等において、既存物流からドローン物流への転換を図り、輸配送の効率化による CO2排出量の削減とともに、労働力不足対策や災害時も含めた持続可能な物流網の構築を同時実現する

【対象事業の要件】

- 荷量の限られる過疎地域等において、既存物流からドローン物流への転換を図り、輸配送の効率化によるCO2排出量の削減とともに、労働力不足対策や災害時も含めた持続可能な物流網の構築を同時実現する事業
- 補助金の申請に際し、ドローンの飛行経路となる地方公共団体が代表事業者又は共同事業者として参画 すること
- 補助実施年度から3カ年以内(補助事業の完了の日の属する年度を初年度とした3カ年以内)に当該 事業が実用化されること

【補助事業者】

- 民間企業
- 独立行政法人
- 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- 都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合
- 法律により直接設立された法人
- 個人事業主
- ファイナンスリース会社 等

【補助対象経費】

事業を行うために必要な工事費(本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費)、設備費、 業務費及び事務費

【補助金の交付額】

- 化石燃料に頼らないドローン等を導入する場合は補助対象経費の2/3以内(上限1億円)
- 上記以外の場合は補助対象経費の1/2以内(上限1億円)

【補助事業期間】

原則として単年度。



補助事業の採択

公募を行います。

応募者より提出された実施計画書等をもとに

- ■二酸化炭素削減効果
- ■中小企業の該当の有無
- ■総合効率化計画の認定、グリーン経営認証、ISO14001の認証等の取得状況の有無
- ■他事業者への波及効果
- ■事業の実現可能性・継続可能性

等に基づき審査を行い、予算の範囲内で補助事業を採択します。

令和4年度の審査基準を機構HPに掲載していますので参考としてください。

なお、対象事業の基本的要件及び対象事業の要件に適合しない申請については審査を行い ません。

(補助対象となる事業に適合する申請であっても、応募内容によっては、補助額の減額又は不採択とする場合があります。)

【注意】

- ・採択を受けた後、**交付申請書類を提出**してください。
- ・機構は交付申請書類を審査のうえ<u>交付決定を通知</u>します。
- ・**交付決定日以降に発注等の事業を開始**してください。 (交付決定日前に発注等を行った経費は、補助対象になりません。)



応募に当たっての留意事項

【補助対象外経費の代表例】

- 既存施設の撤去費、廃材の運搬費、廃材の処分費等
- 二酸化炭素排出削減に寄与しない周辺機器、オプション品等に係る経費

【維持管理】

LEVO

補助事業により導入した設備等は、補助事業者の責任の下で適切な維持管理が講じられるものであること。

【二酸化炭素の削減量の把握】

補助事業の完了後は、二酸化炭素の削減量の把握を行う必要がある。

【事業報告書の作成及び提出】

補助事業者は、補助事業の完了の日の属する年度の終**了後3年間、毎年度の二酸化炭素排出削減効果** についての事業報告書を提出すること。

【他の補助事業との関係】

補助対象経費には、**国からの他の補助金**(負担金、利子補給金及び適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。)と重複する対象費用を含むことはできない。

【補助事業完了後の検証】

補助事業の完了日の属する年度以降、必要に応じて環境省から委託を受けた団体が<mark>現地調査</mark>を行う場合がある。

【事業内容の発表等について】

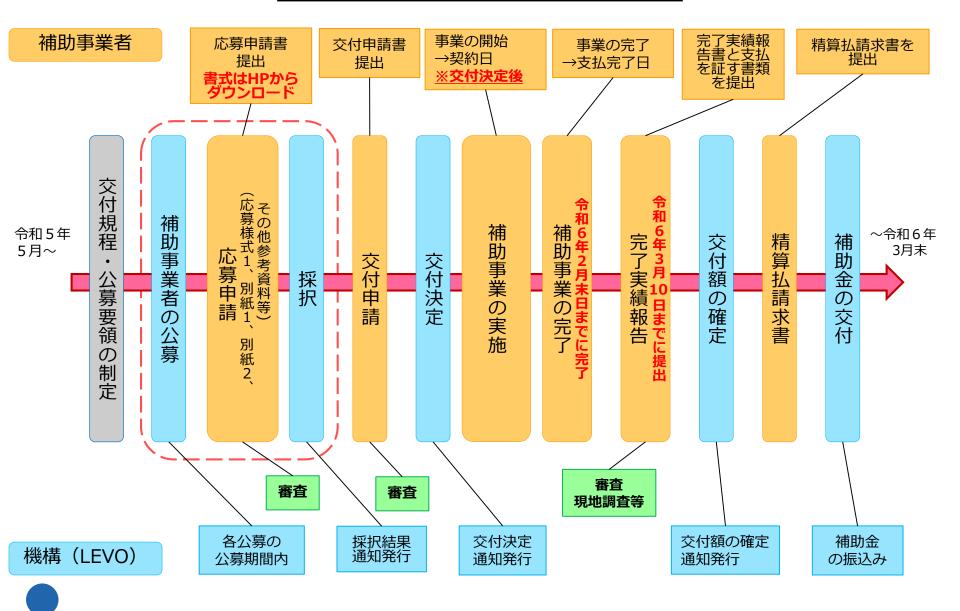
本事業の実施内容・成果については、**積極的に公表するように努める**とともに、実施内容・成果の公表・活用・社会実装等に当たっては、**社会変革と物流脱炭素化を同時実現する先進技術導入促進事業** (環境省補助事業)によるものである旨を必ず明示すること。

【応募書類の数値の記入に当たって】

金額については小数点以下を切り捨て、その他の数値については小数点第2位を四捨五入して記載すること。

実施計画書の記入欄が少ない場合は、様式を引き伸ばして使用すること。

令和4年度 補助事業の流れ



LEVO

補助事業における留意事項

【事業の開始】

機構からの交付決定を受けた後に、事業を開始すること。

- 契約・発注日は、機構の交付決定日以降
- 原則として競争原理が働くような手続きによって相手先を決定(例:3社見積)

【完了実績報告書の提出】

令和6年2月末日までに補助事業を完了(支払いが完了すること。)

事業完了後30日以内、または令和6年3月10日のいずれか早い日までに完了実績報告書(様式第11)を提出

【事業報告書の提出】

補助事業の完了の日の属する年度の終了後3年間の期間、各年度終了後30日以内(4月30日まで)に事業報告書(様式第16)を提出

事業報告書の証拠となる書類は、報告に係る年度終了後、3年間保存

【経理書類の保管】

経理帳簿及び証拠書類は、他の経理と明確に区分して整理し、補助事業の完了日を含む年度の終了後、 5年間保存

【複数年度事業の廃止】

複数年度計画の補助事業として採択された事業について、2年目以降に事業を廃止する場合には、交付した補助金の全部又は一部に相当する額を納付させる場合がある。

【取得財産の管理】

LEVO

補助事業により取得、または効用が増加した財産について、**取得財産等管理台帳(様式第10)を整** 備し、管理状況を明らかにしておく。

それらの財産について、処分(目的外使用、譲渡、交換、貸し付け、担保、取壊し、廃棄)する場合は事前に機構に申請・承認が必要となる。

応募申請書のダウンロード

申請書は、ホームページの「申請書類等ダウンロード」からダウンロードしてください。年度ごとに書式が変わっているので、必ず令和4年度の申請書類をご使用ください。

社会変革と物流脱炭素化促進事業 >>詳細情報 をクリックします

LEVO



を参照してください

13

応募書類

【応募様式1】 応募申請書

ア

【別紙1】 実施計画書 xls

ウ

【別紙2】 経費内訳 xls

会社概要

応募者の業務内 容がわかる企業 パンフレット等

共同事業者がい る場合は、その 会社概要も添付

定款 又は 寄附行為

共同事業者がいる 場合は、その定款 又は寄附行為も添

共同実施の場合は 【応募様式1-2】 (共同事業者用)

に代表者の記名 のうえ提出。

直近2期

貸借対照表

共同事業者がいる

場合は、その直近

2期貸借対照表も

添付

• 参考資料

対象事業の要件 を確認できる 書類

機器仕様、図面等

・参考資料

なる資料

・見積書又は 計算書 【別紙2】 経費内訳の根拠と エ、オ、カは共同事業者を含む。

- ※ア〜キは、公募要領11ページ 5.応募の方法 (1)応募書類 のア〜キに対応しています。
- ※地方公共団体が申請する場合は工、オに代えて 申請年度の予算書(該当部分抜粋可)を添付 してください。

オ

直近2期 損益計算書

共同事業者がいる 場合は、その直近 2期損益計算書も 添付

・法律に基づく事業 者であることを証す る行政機関から通知 された許可書等の写し

カ

その他参考資料

丰



ア~キの書類の電子データを

メールで送信。



対象となる事業の説明

補助事業の名称	過疎地域等における無人航空機を活用した物流実用化事業 計画策定に対する補助
事業の目的	荷量の限られる過疎地域等において、既存物流からドローン物流への転換を図り、輸配送の効率化によるCO2排出量の削減とともに、労働力不足対策や災害時も含めた持続可能な物流網の構築を同時実現する
対象事業の要件	・荷量の限られる過疎地域等において、既存物流からドローン物流への転換を図り、輸配送の効率化によるCO2排出量の削減とともに、労働力不足対策や災害時も含めた持続可能な物流網の構築を同時実現する事業を実施するにあたり必要な計画を策定する事業 ・補助金の申請に際し、ドローンの飛行経路となる地方公共団体が代表事業者又は共同事業者として参画すること ・補助実施年度から3カ年以内(計画策定の場合は、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度を初年度とした3カ年以内、計画策定及び事業実施の場合は、補助事業の完了の日の属する年度を初年度とした3カ年以内、計画策定及び事業実施の場合は、補助事業の完了の日の属する年度を初年度とした3カ年以内)に計画に基づく当該事業が実用化されること
補助事業者	・民間企業 ・独立行政法人 ・一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人 ・都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合 ・法律により直接設立された法人 ・個人事業主 等
補助金の交付額	補助対象経費 <u>(上限500万円)</u>
補助事業期間	原則として単年度
補助対象経費	計画策定のための調査に要する費用(協議会開催等の事務費、データの収集・分析の費用、アンケートの実施費用、 専門家の招聘費用、短期間の実証調査のための費用等)



対象となる事業の説明

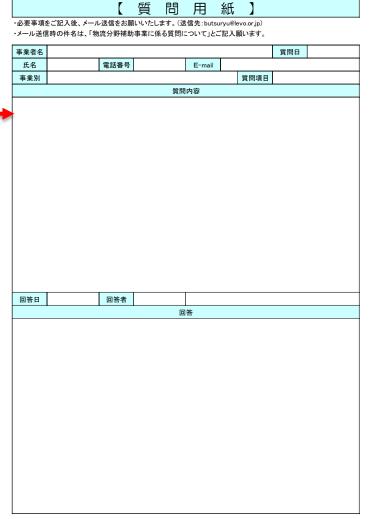
補助事業の名称	過疎地域等における無人航空機を活用した物流実用化事業 事業実施に対する補助
事業の目的	荷量の限られる過疎地域等において、既存物流からドローン物流への転換を図り、輸配送の効率化によるCO2排出量の削減とともに、労働力不足対策や災害時も含めた持続可能な物流網の構築を同時実現する
対象事業の要件	・荷量の限られる過疎地域等において、既存物流からドローン物流への転換を図り、輸配送の効率化によるCO2排出量の削減とともに、労働力不足対策や災害時も含めた持続可能な物流網の構築を同時実現する事業 ・補助金の申請に際し、ドローンの飛行経路となる地方公共団体が代表事業者又は共同事業者として参画すること ・補助実施年度から3カ年以内(補助事業の完了の日の属する年度を初年度とした3カ年以内)に当該事業が実用化されること
補助事業者	・民間企業 ・独立行政法人 ・一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人 ・一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人 ・都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合 ・法律により直接設立された法人 ・個人事業主 ・ファイナンスリース会社 等
補助金の交付額	・化石燃料に頼らないドローン等を導入する場合は、補助対象経費の <u>2/3以内(上限1億円)</u> ・上記以外の場合は、補助対象経費の <u>1/2以内(上限1億円)</u>
補助事業期間	原則として単年度
補助対象経費	事業を行うために必要な工事費(本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費)、設備費、業務費及び事務 費



質問用紙

ホームページから質問用紙をダウンロードして、必要事項をご記入後メール送信をお願いします。

お問い合わせは、必ず質問用紙をダウンロート し、必要事項をご記入の上 電子パール (butsuryu@levo.or.jp) でお問い合わせください。メールの件名は「【質問】 〇〇〇〇株式会社」としてください。 【問い合わせ先】 〒160-0004 東京都新宿区四谷2丁目14番地8 YPCビル6F 一般財団法人環境優良車普及機構 補助事業執行部 ・電話 : 03-5341-4728 ・FAX : 03-5341-4729 ・メールアドレス : butsuryu@levo.or.jp





よくある質問(Q&A)について

本補助金に関する、よくある質問(Q&A)をホームページに掲載しています。ご参照ください。

公募に関する資料 書類名 応募申請書類作成・提出について よくある質問 (Q&A)



問合せ先

原則として、電子メールで問い合わせ願います。

【問い合わせ先】

〒160-0004

東京都新宿区四谷2丁目14番地8 YPCビル6階

(一財) 環境優良車普及機構

補助事業執行部

TEL: 03-5341-4728 FAX: 03-5341-4729

e-mail: butsuryu@levo.or.jp

【問い合わせ期間】

各公募の公募期間内

